

名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金取扱要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、要綱において別に定めることとされている事項及び要綱の施行に関し必要な事項を定める。

（交付申請時に添付する書類）

第2条 要綱第8条第1項第4号に規定する直近3期分の貸借対照表及び損益計算書、並びに同項第5号に規定する市税に関する滞納がない旨の証明について、補助事業者が法人設立後間もない等の事由により、不存在の場合はこれを省略することができるものとする。

（実績報告時に添付する書類）

第3条 要綱第14条第3号に規定する市税に関する滞納がない旨の証明について、交付申請時に提出した時点から市税の納期が未到来の場合で、かつ内容に変更がない場合に限り、当該書類の添付を省略することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。